

秋田県特定家畜伝染病危機管理対策本部会議

日時 令和4年4月19日(火)

11時30分～

場所 秋田県災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 発生状況

3 対応状況

(1) 防疫措置の実施

(2) 移動制限等の実施

(3) 道路の消毒ポイントの設置

(4) 関係部局から

4 知事指示

5 閉 会

高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について

令和4年4月19日

1 発生状況

(1) 農場の概要

所在地 秋田県大仙市

飼養状況 採卵鶏(飼養羽数:約400羽 鶏舎:3棟)

(2) 経緯

- ・4月18日(月)13時20分、当該農場から死亡鶏が増加した旨、南部家畜保健衛生所に連絡あり。
- ・同日15時、南部家畜保健衛生所職員が農場に立ち入り、飼養鶏13羽の高病原性鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、9羽の陽性を確認した。
- ・精密検査のため、サンプルを中央家畜保健衛生所に搬送し、PCR検査を実施したところ、本日5時に陽性を確認した。
- ・本日8時、農林水産省が疑似患畜と確定した。
- ・本日、動物衛生研究部門に検体を持ち込み患畜確定検査を実施する。(2日間程度で遺伝子型が判明)

2 対応状況

(1) 防疫措置の実施

- ・本日8時に殺処分を開始し、殺処分した鶏は気密性の高い容器で密閉する。
(家畜保健衛生所と仙北地域振興局職員 12人×2班体制)
- ・その後、畜舎を洗浄・消毒するとともに、堆肥等は消毒して静置し、防疫措置を完了する。(2~3日程度)
- ・密閉容器に入れた鶏は、中央家畜保健衛生所で焼却処分する。

(2) 移動制限等の実施

- ・発生農場を中心に半径3km以内を移動制限区域、半径3~10km以内を搬出制限区域に設定した。(区域内に農場はない)

※制限の解除:防疫措置完了の翌日から 搬出制限区域は10日後
移動制限区域は21日後

(3) 消毒ポイントの設置

- ・感染拡大防止のため、主要道路4箇所に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両や防疫作業関係車両の消毒を実施する。(移動制限区域が解除されるまで)

(4) その他

- ・簡易検査で陽性と判明後、県内全ての養鶏場に注意喚起を行うとともに、異常の有無を確認したところ、異常鶏の報告はない。

3 情報提供

(1) 注意喚起

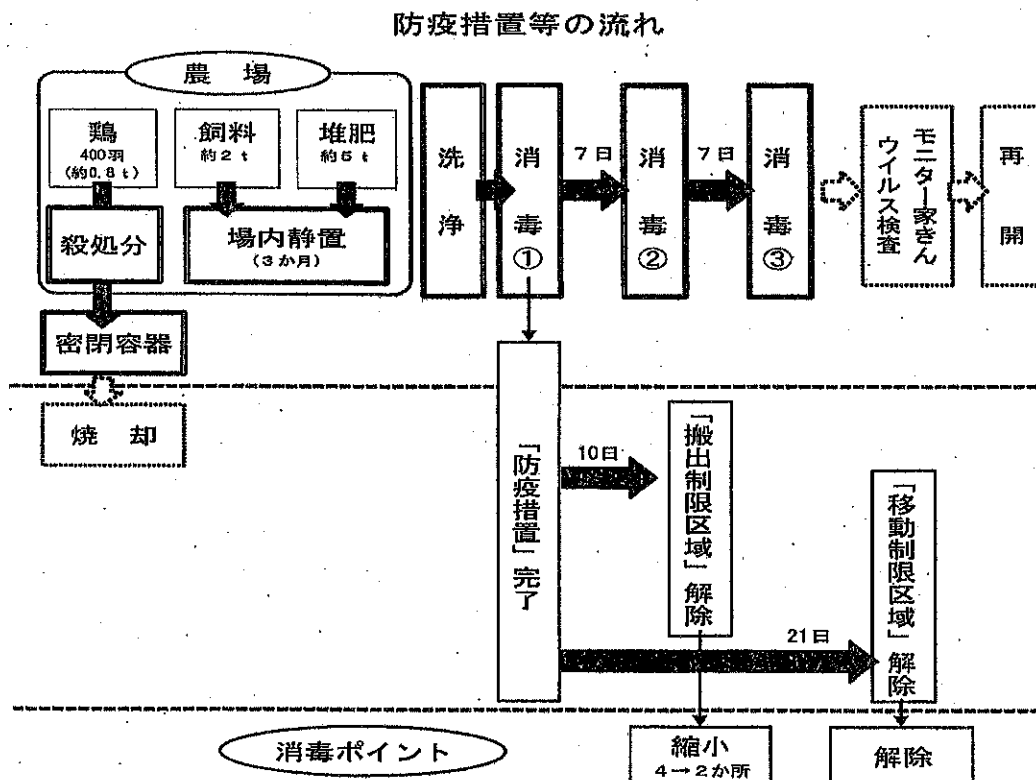
- ・県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供や注意喚起を随時実施する。
- ・ホームページに発生情報や防疫措置状況等を随時掲載する。

(2) 風評被害の防止

- ・感染した鶏肉・鶏卵が市場に出回ることはないこと、鶏肉・鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されていないことを周知する。

(3) マスコミへの協力要請

- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、慎むよう依頼済み。
- ・特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むよう要請する。(写真等は提供)





健康観察



鶏の捕獲



殺処分



密閉容器への投入

高病原性鳥インフルエンザ

Highly pathogenic avian influenza: HPAI

原因：A型インフルエンザウイルス

対象家畜：家きん類（鶏、あひる、うずら、きじ、
だちょう、ぼろぼろ鳥、七面鳥）

分類：16種の赤血球凝集素(H)と9種の酵素(N)
の組み合わせで分類 例：H5N8

症状：食欲消失、神経症状、沈鬱、顔面腫脹
肉冠のチアノーゼ、産卵低下(停止)など

宿主：自然宿主はカモなどの野生水禽類
感染した鳥類との接触、ウイルスに汚染され
た排泄物、飼料、粉塵、水、ハエ、野鳥、人
資材、車両等を介して伝播

◎家きん肉や家きん卵を食べて、鳥インフルエンザウイルスに
感染した例は報告されていません

【主な症状】



3地域の農場数と羽数

R3.2.1現在

